

## 精度認定制度指針

2021 年 7 月 31 日制定

2022 年 7 月 29 日改訂

2023 年 7 月 28 日改訂

2024 年 7 月 30 日改訂

### 1. はじめに

2022 年度から一般社団法人日本超音波検査学会（以下本学会）会員の皆様が勤務する施設を対象として、腹部、心臓、血管、体表、健診の 5 領域において「超音波検査室の精度認定制度」の本運用を開始いたしました。施設単位（検査室単位）での実施となりますので、各施設の代表者（本学会会員に限る）の方に申し込みを行っていただきます。詳細は学会機関誌やホームページにてご案内いたします。

本学会が目指す「超音波検査室の精度認定制度」は、2019 年度から実施している画像コントロールサーベイにおいて一定の基準に達した施設が受審できるもので、本学会主催の事業に参加し、標準化され、かつ精度が十分保証されていると評価できる施設に対して、精度保証施設として認定する制度です。その概要は本指針に述べるとおりですが、制度の基本的な考えとして、超音波検査に携わる多種多様な施設がチャレンジでき、認定基準も多くの施設で手の届く現実的な内容に設定することとしています。

### 2. 認定範囲

認定範囲は、本学会が主催している画像コントロールサーベイ事業で実施している領域（腹部、心臓、血管、体表、健診）を対象とします。

### 3. 認定基準の要求事項

精度認定制度の認定基準は、以下に記載する要求事項の全ての要件を満たすものとします。

- 1) 本学会の外部精度管理調査（画像コントロールサーベイ）成績
- 2) 教育プログラムへの参加
- 3) 標準化の実施と記録
- 4) 検査室の適合性

#### 1) 本学会の外部精度管理調査（画像コントロールサーベイ）成績

申請時から遡って 2 年連続で A 評価または B 評価を受けることにより、精度認定制度を受審可能な申請基準を満たすこととします。

なお、画像コントロールサーベイは、正答率で次の 3 段階評価に分類されます。

A 評価：80%以上、B 評価：60%以上 80%未満、C 評価：60%未満

《申請基準を満たす評価》

1 年目：A または B 評価、2 年目：A または B 評価

1 年目：A または B 評価、2 年目：C 評価、3 年目：A または B 評価、4 年目：A または B 評価

1 年目：C 評価、2 年目：A または B 評価、3 年目：A または B 評価

《申請基準を満たさない評価》

1 年目：A または B 評価，2 年目：C 評価，以後受験せず

1 年目：A または B 評価，2 年目：C 評価，3 年目：A または B 評価，以後受験せず

## 2) 教育プログラムへの参加

- ・ ホームページの e ラーニングに参加していること

申請者または同施設内会員の Sonolearning 修了証を提出します (申請領域と同じ領域を提出)。

※最低 1 人～最大 5 人分，過去 5 年度の毎年度分の修了証を提出してください。

申請の対象期間は、2020 年度～2024 年度の 5 年度分とします (各年度の提出が必須)。

- ・ 学術集会・地方会・講習会に参加していること (本学会に限る)

申請者または同施設内会員の単位取得証明書を提出します。

※最低 1 人～最大 5 人分，過去 5 年度の毎年度に開催した参加証明書を提出してください。

受審申請の対象期間は、2020 年 4 月～2025 年 3 月の 5 年度分となります (毎年参加が必須)。

但し、2020 年度においては特例措置のため、「学術集会・地方会・講習会に参加していること」の条件は問わないこととします。

- ・ 学会発表や論文・症例報告投稿の有無について (本学会に限る)

申請者または同施設内会員の単位取得証明書を提出します。

※発表実績がある場合は最低 1 人～最大 5 人分，過去 5 年度の参加証明書を提出してください。投稿については必要事項をシステムより入力します。

受審申請の対象期間は、2020 年 4 月～2025 年 3 月の 5 年度分となります (任意提出，5 年間に 1 つ以上あれば加点する)。

- ・ 公益社団法人日本超音波医学会の認定超音波検査士取得の有無について

取得している場合は，申請領域の超音波検査士または指導検査士の資格情報を入力します (任意入力，1 人以上いれば加点する)。

## 3) 標準化の実施と記録

- ・ 内部精度管理が適切に実施されかつその記録があること

技師間差マニュアルまたは技師間差評価の方法と是正方法を記載した文書を提出します。

- ・ ガイドラインに基づいて検査が実施されていること

施設内で使用しているガイドライン (申請領域全てについて) をシステムより入力します。

- ・ 本学会標準化事業に掲げる項目について施設内で標準化を実践していること

検査所見 (計測値) の妥当性の評価指標を記載した文書を提出します。

- ・ 検査室環境が適切であること

プライバシーへの配慮，温度管理，調光管理等に関する当会の要求事項についてシステムより入力します。

- ・ 安全対策・感染対策が適切に行われていること

安全対策・感染対策に関する当会の要求事項についてシステムより入力します。

- ・ 日常点検が実施されていること

点検の実施方法・項目・実施記録を記載した文書を提出します。

#### 4) 検査室の適合性

- ・検査手順書が適切であること

施設内で実際に運用している検査手順書を提出します。

- ・警戒値/緊急異常値の報告

施設内で使用している手順書もしくは方法の記載、異常値の基準（**申請領域全てについて**）が確認できる文書を提出します。

※施設内で領域によっては、設定していない場合もあります。この場合は『**特になし**』と記載してください。

- ・教育プログラムが適切であること

施設で運用している新人教育マニュアル等の教育マニュアル、チェックシート等を提出します。

- ・接遇について適切に配慮されていること

接遇に関する当会の要求事項についてシステムより入力します。

- ・報告書が適切であること

施設内で使用している報告書（**申請領域全てについて**）にダミーデータを記載したものを提出（白紙は不可）します。但し、エコー画像の添付は不要です。

健診施設等で報告書がない場合は結果の報告方法を記載します。

#### 4. 認定の手順

- ・受審を希望する施設は、代表者（申請者）が申し込み期間中に「精度認定申請システム」から申し込みます。
- ・入金が完了すると「精度認定サイト」に遷移するので、領域毎に必要な情報を入力し、必要書類を提出（pdf ファイルでアップロード）します。
- ・精度認定委員会で審査を行い、要求事項を満たした施設を認定します。

※認定の可否は 9 月上旬を予定しております。報告形式は各施設へメール配信および HP 上に掲載いたします。

#### 5. 精度認定委員会

精度認定委員会は、精度認定に係る研修を受講し理事会で承認された委員で構成されます。

#### 6. 運用（実施）

##### 1) 実施時期

施行（申し込み開始）は 2025 年 4 月 1 日 の予定です。

##### 2) 認定証の発行

認定証は「精度認定申請システム」内で発行できます。

##### 3) 有効期間

認定証の有効期間は 5 年間 とします。

但し、有効期間中においても本学会の外部精度管理調査（画像コントロールサーベイ）への参加を必須とします。

4) 更新

更新は **5 年毎**とします。

更新時には、 3. 認定基準の要求事項に掲げる項目について再評価を行います。

受審条件である外部精度管理調査（画像コントロールサーベイ）において、2 年連続で A 評価または B 評価を受けることは更新時にも同様とします。

5) 精度認定申請に伴う諸費用（受審を含む）

認定申請に伴う費用は、1 項目（1 領域）につき 20,000 円（税込）とします。

一般社団法人日本超音波検査学会  
理事長 尾羽根 範員